

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第10号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、所」を削り、同項市長室中マーケティング課を削り、同室基地対策課を次のように改める。

基地政策課 基地政策係

第3条第1項政策部中「政策部」を「未来政策部」に改め、同部総合政策課の次に次の1課を加える。

マーケティング課 マーケティング係 広聴係

第3条第1項総務部市民税課中「個人市民税第1係 個人市民税第2係」を「個人市民税普通徴収係 個人市民税特別徴収係」に改め、同条市民経済部中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に改め、同部市民活動課を次のように改める。

つながり推進課 政策調整係 市民活動サポート係 地域コミュニティ係

第3条第1項市民経済部市民相談課の次に次の1課を加える。

国際・市民共生課 国際・市民共生係

第3条第1項市民経済部保険年金課を削り、同部生活あんしん課を次のように改める。

市民生活あんぜん課 防犯対策強化推進係 交通安全・自転車対策係

第3条第1項市民経済部産業活性課の次に次の2課を加える。

農業応援課 農業応援係

にぎわいイベント課 にぎわいイベント係

第3条第1項環境施設農政部中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、同部生活環境保全課を次のように改める。

環境・公害対策課 公害対策係 ごみゼロ推進係

第3条第1項環境施設農政部農政課を削り、同部の次に次の1部を加える。

健幸・スポーツ部

文化振興課 政策調整係 文化振興係 市史・文化財係

健康づくり推進課 健康施策推進係 地域保健活動係 地域栄養ケア推進係

医療健康課 医療施策推進係 健康診査・がん・感染症予防係

スポーツ×ライフ課 スポーツ環境推進係 スポーツのまち推進係

図書・学び交流課 学び交流係 図書係

第3条第1項健康福祉部中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改め、同部健康福祉総務課中「健康福祉総務課」を「福祉総務課」に改め、同部医療健診課及び健康づくり推進課を削り、同部生活援護課の次に次の1課を加える。

保険年金課 国保年金係 保険給付係 高齢者保険係

第3条第1項こども部こども・青少年課を次のように改め、同項文化スポーツ部を削る。

こども青少年みらい課 こども青少年育成係 こども青少年活動推進係

第3条第1項街づくり施設部中「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改め、同部街づくり総務課を次のように改める。

まちづくり総務課 政策調整係 まちづくり政策係 交通政策係

第3条第1項街づくり施設部建築指導課中「建築安全係」を「建築住宅係」に改め、同部街づくり計画課から道路安全対策課までを次のように改める。

まちづくり計画課 都市計画係 開発指導係

まちづくり推進課 まちづくり推進課 市街地整備係

道路整備課 道路整備係 道路用地係

第3条第1項街づくり施設部道路管理課中「管理係 許認可係」を「管理・許認可係」に改め、同条第2項健康福祉総務課中「健康福祉総務課」を「福祉総務課」に改め、同条第3項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改める。

第4条市長室マーケティング課を削り、同室基地対策課中「基地対策課」を「基地政策課」に改め、同課中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基地政策に関すること。

第4条市長室危機管理課第22号中「国土強^{じん}靱^{じん}化地域計画」を「国土強^{じん}靱^{じん}化地域計画」に改め、同条政策部中「政策部」を「未来政策部」に改め、同部総合政策課第12号を削り、同課の次に次の1課を加える。

マーケティング課

- (1) 特命事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 特命事項に関する各部課との連絡調整に関すること。
- (3) マーケティングに関すること。
- (4) 広聴活動に関すること。

(5) 市民の要望、陳情等の受付及び処理に関すること。

(6) 市民意識調査に関すること。

第4条市民経済部中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に改め、同部市民活動課中「市民活動課」を「つながり推進課」に改め、同課に次の4号を加える。

(10) 地域コミュニティ活動全般に関すること。

(11) 自治会との連絡調整及び協働に関すること。

(12) 地縁による団体に対する認可等に関すること。

(13) コミュニティセンターに関すること。

第4条市民経済部市民相談課中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪被害者等の支援に関すること。

第4条市民経済部市民相談課の次に次の1課を加える。

国際・市民共生課

(1) 国際交流及び国際化に関すること。

(2) 平和都市の推進に関すること。

(3) 国連思想の普及に関すること。

(4) 国際化基金に関すること。

(5) 公益財団法人大和市国際化協会との連絡調整に関すること。

(6) 男女共同参画に係る企画、調整及び推進に関すること。

(7) 女性の自立支援に関すること。

(8) 人権擁護委員に関すること。

(9) 人権問題の調査研究に関すること。

(10) 同和対策の連絡調整に関すること。

第4条市民経済部市民課中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同部保険年金課を削り、同部生活あんしん課を次のように改める。

市民生活あんぜん課

(1) 防犯に関すること。

(2) 大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例（平成24年大和市条例第4号）に関すること。

(3) 交通安全対策の企画及び調整に関すること。

(4) 交通安全思想の普及及び啓発に関すること。

- (5) 交通安全教育員及び交通安全巡視員に関すること。
- (6) 交通安全対策関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) 自転車の利用環境に係る調査及び事業の調整に関すること。
- (8) 自転車駐車場対策に関すること。
- (9) 自転車の放置防止に関すること。

第4条市民経済部産業活性課の次に次の2課を加える。

農業応援課

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 土地改良事業に関すること。
- (3) 主要食糧の需給調査に関すること。
- (4) 生鮮食糧の流通対策に関すること。
- (5) 農業関係諸団体の指導育成に関すること。
- (6) 家畜伝染病予防に関すること。
- (7) 土壌及び農作物病虫害防除に関すること。
- (8) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (9) 神奈川県農業共済組合との連絡調整に関すること。
- (10) 生産緑地の運用に関すること。
- (11) 土地改良事業に係る国有地管理者の承認に関すること。

にぎわいイベント課

- (1) イベント（他課に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) イベントに関する広報及び情報提供に関すること。
- (3) 観光の振興に関すること。
- (4) 観光の調査研究及び指導に関すること。
- (5) 観光の啓発及び宣伝に関すること。
- (6) 特産物の開発及び推進に関すること。
- (7) 国内の友好都市に係るイベント交流事業に関すること。
- (8) 大和市イベント観光協会との連絡調整に関すること。

第4条環境施設農政部中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、同部生活環境保全課中「生活環境保全課」を「環境・公害対策課」に改め、同部農政課を削り、同部の次に次の1部を加える。

健幸・スポーツ部

文化振興課

- (1) 部内の庶務及び人事に関すること。
- (2) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。
- (3) 部内の施策の総合調整に関すること。
- (4) 部内会議に関すること。
- (5) 教育委員会との連絡調整に関すること。
- (6) 大和市文化振興基金に関すること。
- (7) 大和市生涯学習振興基金に関すること。
- (8) 大和市文化会館建設基金に関すること。
- (9) 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整（みどり公園課及びスポーツ×ライフ課が所管するものを除く。）に関すること。
- (10) 文化芸術の振興に関すること。
- (11) 市史の編さんに関すること。
- (12) 行政刊行物、地域資料及び歴史資料として重要な行政文書の収集、保存及び利用に関すること。
- (13) 歴史資料の保存対策に関すること。
- (14) 文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発に関すること。
- (15) つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関すること。
- (16) つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関すること。
- (17) つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。
- (18) 郷土民家園に関すること。
- (19) 文化財保護審議会に関すること。

健康づくり推進課

- (1) 健康づくりと介護予防に係る保健指導に関すること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業（健康診査に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 救護等の保健師業務の調整に関すること。
- (4) 一般介護予防事業（認知症施策に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく高齢者保健事業（医療健康課が所管するものを除く。）に関すること。

医療健康課

- (1) 健康増進法に基づく健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症予防及び健康診断に関すること。
- (4) 狂犬病予防に関すること。
- (5) 動物の飼養又は収容の許可に関すること。
- (6) 予防接種運営審議会に関すること。
- (7) 予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (8) 献血に関すること。
- (9) 広域大和斎場組合との連絡調整に関すること。
- (10) 衛生事業の計画及び推進に関すること。
- (11) 保健衛生関係団体の助成及び育成に関すること。
- (12) 保健センターの維持管理に関すること。
- (13) 休日、夜間等の急患診療事業及び休日歯科診療事業の助成及び推進に関すること。
- (14) 地域医療センターの運営及び維持管理に関すること。
- (15) 地域保健医療事業の調整に関すること。
- (16) 保健医療に関すること。
- (17) 大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）第10条に規定する特定健康診査等の実施に関すること。
- (18) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく墓地等の経営の許可等に関すること。
- (19) がん患者等の支援に関すること。
- (20) 地域医療に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (21) 後期高齢者健康診査事業に関すること。

スポーツ×ライフ課

- (1) 教育委員会との連絡調整に関すること。
- (2) 大和スタジアム、つきみ野野球場、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場、ゆとりの森芝生グラウンド、ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場及びゆとりの森大規模多目的スポーツ広場に関すること。
- (3) 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整のうち、スポーツ活動

に關すること。

- (4) スポーツに係る調査及び企画に關すること。
- (5) スポーツ団体の指導及び育成に關すること。
- (6) スポーツ指導者の育成に關すること。
- (7) 各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に關すること。
- (8) スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に關すること。
- (9) スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に關すること。
- (10) 大和スポーツセンター、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田野球場及び下福田スポーツ広場に關すること。
- (11) スポーツ推進審議会に關すること。
- (12) 地域スポーツクラブの支援等に關すること。
- (13) 学校体育施設のスポーツ開放に關すること。
- (14) 女子サッカーの支援に關すること。

図書・学び交流課

- (1) 教育委員会との連絡調整に關すること。
- (2) 生涯学習の総合的な企画調整に關すること。
- (3) 生涯学習活動に対する支援に關すること。
- (4) 社会教育の総合的な企画調整に關すること。
- (5) 社会教育に係る調査及び企画に關すること。
- (6) 社会教育施設の整備計画に關すること。
- (7) 社会教育指導者の育成に關すること。
- (8) 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会に關すること。
- (9) 社会教育に対する支援に關すること。
- (10) 社会同和教育に係る啓発に關すること。
- (11) ユネスコ活動に關すること。
- (12) 社会教育委員に關すること。
- (13) 学習機会提供の総合管理に關すること。
- (14) 生涯学習センターに關すること。
- (15) 学校施設の使用による生涯学習の振興に關すること。
- (16) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に關すること。

- (17) 地域を対象とする講座、展示会その他の集会に関する事。
- (18) 読書活動の総合的な企画調整に関する事。
- (19) 図書館に関する事。
- (20) 図書館資料等の選択に関する事。
- (21) 文化創造拠点等の総合調整に関する事。
- (22) 文化創造拠点等運営審議会に関する事。

第4条健康福祉部中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改め、同部健康福祉総務課中「健康福祉総務課」を「福祉総務課」に改め、同課第26号中「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）」を「バリアフリー及びユニバーサルデザインに係る啓発」に改め、同部医療健診課及び健康づくり推進課を削り、同部生活援護課の次に次の1課を加える。

保険年金課

- (1) 国民健康保険税の調査、申告及び賦課に関する事。
- (2) 国民健康保険税の減免に関する事。
- (3) 国民健康保険に係る各種届出書の受付、資格確認書の交付及び資格情報通知書による通知に関する事。
- (4) 国民健康保険事業の計画及び管理運営に関する事。
- (5) 国民健康保険出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事。
- (6) 国民健康保険精神・結核医療付加金の支給に関する事。
- (7) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (8) 療養の給付、療養費及び移送費の支給に関する事。
- (9) 高額療養費の支給に関する事。
- (10) 不正利得の徴収及び不当利得の返還に関する事。
- (11) 第三者行為の傷病に係る損害賠償請求に関する事。
- (12) 保健事業に関する事。
- (13) 国民年金制度の普及に関する事。
- (14) 国民年金資格の取得及び喪失に関する事。
- (15) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関する事。
- (16) 国民年金被保険者の各種届出書の受付に関する事。
- (17) 第14号から前号までに規定するもの以外の拠出年金に関する事。
- (18) 福祉年金に関する事。
- (19) 後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。

(20) 後期高齢者医療に係る各種届出書及び各種申請書の受付並びに資格確認書、資格情報通知書及び後期高齢者医療被保険者受療証の引渡しに関する事。

(21) 後期高齢者医療の調査及び申告に関する事。

(22) 後期高齢者医療保険料の賦課及び収納整理に関する事。

(23) 後期高齢者医療保険料の振替納付に関する事。

(24) 後期高齢者医療保険料の過誤納付金の処理に関する事。

(25) 後期高齢者医療保険料の滞納の整理及び処分に関する事。

(26) 後期高齢者医療の事業報告及び納付金の納付に関する事。

第4条こども部こども総務課第7号中「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」に改め、同部はいく課第3号中「及び施設等利用給付認定」を「、施設等利用給付認定及び乳児等支援給付認定」に改め、同課第13号中「特定子ども・子育て支援施設等」を「特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」に改め、同部すくすく子育て課中第23号を第24号とし、第3号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 妊婦のための支援給付に関する事。

第4条こども部こども・青少年課中「こども・青少年課」を「こども青少年みらい課」に改め、同条福祉事務所健康福祉総務課中「健康福祉総務課」を「福祉総務課」に改め、同所こども総務課中「母子生活支援施設」を「母子生活支援施設」に、「措置」を「入所」に改め、同条文化スポーツ部を削り、同条街づくり施設部中「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改め、同部街づくり総務課中「街づくり総務課」を「まちづくり総務課」に改め、同課第10号中「交通施策」を「交通施策事業」に改め、同課第16号から第18号までを次のように改める。

(16) 道路交通体系に関する事。

(17) 国県道に関する関係機関との調整及び整備促進に関する事。

(18) コミュニティバスその他の地域公共交通の運行に関する事。

第4条街づくり施設部街づくり総務課第19号から第24号までを削り、同部建築指導課中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号中「に基づく適合証の交付、指定施設の新築等に係る協議、指導、助言、工事完了届の受理、完了検査、勧告及び立入調査並びに国等からの指定施設の新築等に関する通知の受理等」を「（平成7年神奈川県条例第5号）」に改め、同号を同課第13号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、次の11号を加える。

(24) 住宅対策に関する事。

- (25) 市営住宅の入居者募集及び入退居に関すること。
- (26) 市営住宅の管理に関すること（指定管理に係るものを除く。）。
- (27) 市営住宅の整備に関すること。
- (28) 市営住宅の家賃の賦課に関すること。
- (29) 市営住宅運営審議会に関すること。
- (30) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に関する
こと。
- (31) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく認定
等に関すること。
- (32) マンション管理適正化推進計画に関すること。
- (33) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく違反広告物の簡易除却に関する
こと（除却、保管及び廃棄を除く。）。
- (34) 大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号）に関すること。

街づくり施設部街づくり計画課中「街づくり計画課」を「まちづくり計画課」に改め、同課第19号中「指定」の次に「及び解除」を加え、第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同部街づくり推進課中「街づくり推進課」を「まちづくり推進課」に改め、同課第1号及び第2号中「街づくり」を「まちづくり」に改め、第7号及び第8号を削り、第9号中「街づくり事業」を「まちづくり事業」に改め、第9号を第7号とし、第10号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、次の1号を加える。

- (16) 建築基準法に基づく建築協定に関すること。

第4条街づくり施設部道路安全対策課中「道路安全対策課」を「道路整備課」に改め、同課第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号から第19号までを削り、次の3号を加える。

- (9) 狭あい道路に関すること。
- (10) 私道の移管に関すること。
- (11) 電線地中化の設計及び施工に関すること。

第4条街づくり施設部道路管理課中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第28号までを2号ずつ繰り上げる。

第9条第3項中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改め、同条第4項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、第16条第5項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、第17条第1項中「第1条第11号」を「第1条第10号」に改め、同条第2項患者サポートセンタ

一地域連携科に次の１号を加える。

(7) 病院事業における戦略的広報活動に関すること。

第１７条第３項中「の課」の次に「及び室」を加える。

附 則

(施行期日)

１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

(大和市社会福祉審議会規則の一部改正)

２ 大和市社会福祉審議会規則（昭和５３年大和市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改める。

(大和市環境審議会規則の一部改正)

３ 大和市環境審議会規則（平成１０年大和市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改める。

(大和市建築審査会条例施行規則の一部改正)

４ 大和市建築審査会条例施行規則（昭和６０年大和市規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「街づくり総務課」を「まちづくり総務課」に改める。

別表中「街づくり総務課長」を「まちづくり総務課長」に改める。

(大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部改正)

５ 大和市副市長の事務分担等に関する規則（令和５年大和市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号ア中「市民経済部、街づくり施設部」を「市民経済・にぎわい創出部、まちづくり部」に改め、同項第２号ア中「環境施設農政部、健康福祉部、こども部及び文化スポーツ部」を「環境共生部、健幸・スポーツ部、あんしん福祉部及びこども部」に改め、同条第２項中「政策部」を「未来政策部」に改める。

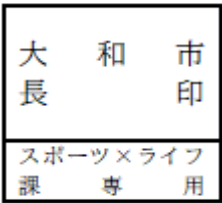
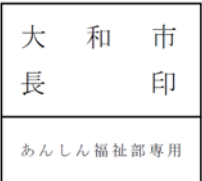
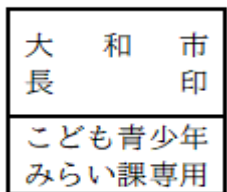
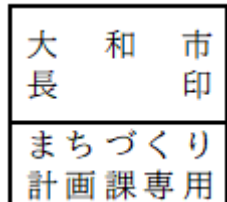
(大和市公印規則の一部改正)

６ 大和市公印規則（平成１８年大和市規則第９４号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「ならない」の次に「。」を加える。

別表第１庁印の表専用市印、１－２の項及び１－３の項中「市民経済部」を「あんしん福祉部」に、同表専用市印、１－４の項及び１－５の項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に、同表専用市印、１－６の項及び１－７の項中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に、同表専用市印、１－８の項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改める。

別表第1職印の表市長印、2-6、2-6-1、2-6-2の項、2-7の項及び2-7-1の項並びに専用市長印、2-13、2-14、2-15、2-16の項、2-19、2-20、2-21の項、2-28の項及び2-28-1の項中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に、同表専用市長印、2-32の項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、同表専用市長印、2-33の項及び2-34の項を削り、同表専用市長印、2-36の項中「定期報告」の次に「、市営住宅」を加え、「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改め、同表専用市長印、2-37の項、2-46の項及び2-47の項を削り、同表専用市長印、2-48の項中「政策部」を「未来政策部」に改め、同表専用市長印、2-49の項を次のように改める。

2-50	スポーツ×ライフ課の所管事務に係る文書		てん書	正方形21	木印	1	健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課長
2-51	あんしん福祉部の所管事務に係る文書		てん書	正方形21	木印	1	あんしん福祉部 福祉総務課長
2-52	こども青少年みらい課の所管事務に係る文書		てん書	正方形21	木印	1	こども部 こども青少年みらい課長
2-53	開発登録簿の写しの交付、大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号）及び大和市建築		てん書	正方形21	木印	1	まちづくり部まちづくり計画課長

	物における駐 車施設の附置 等に関する条 例（平成 5 年 大和市条例第 28 号）に係 る文書						
--	--	--	--	--	--	--	--

同表専用市長職務代理者印、3－4 の項、3－7、3－8、3－9 の項、3－10 の項及び
3－10－1 の項中「市民経済部」を「市民経済・にぎわい創出部」に改め、同表専用市長職務
代理者印、3－11 の項及び 3－12 の項を削り、同表建築主事印の項及び建築監視員印の項中
「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改める。

（大和市庁用車両管理規則の一部改正）

- 7 大和市庁用車両管理規則（昭和 45 年大和市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 2 号中「政策部」を「未来政策部」に改め、同項第 4 号中「市民経済部」を
「市民経済・にぎわい創出部」に、「市民活動課長」を「つながり推進課長」に改め、同項第 5
号中「環境施設農政部」を「環境共生部」に改め、同項中第 8 号を削り、第 7 号を第 8 号とし、
同項第 6 号中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に、「健康福祉総務課長」を「福祉総務課
長」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）健幸・スポーツ部 文化振興課長

第 13 条第 1 項第 9 号中「街づくり施設部」を「まちづくり部」に、「街づくり総務課長」を
「まちづくり総務課長」に改める。

（大和市物品取扱規則の一部改正）

- 8 大和市物品取扱規則（昭和 41 年大和市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市民活動課長」を「つながり推進課長」に、「健康福祉総務課長」を「文化振興課
長、福祉総務課長」に、「文化振興課長、街づくり総務課長」を「まちづくり総務課長」に改め
る。

（大和市予算決算会計規則の一部改正）

- 9 大和市予算決算会計規則（昭和 41 年大和市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「市民活動課」を「つながり推進課」に、「健康福祉総務課」を「文化振興課、
福祉総務課」に、「文化振興課、街づくり総務課」を「まちづくり総務課」に改める。

別表第 1 政策部の項中「政策部」を「未来政策部」に、市民経済部の項中「市民経済部」を

「市民経済・にぎわい創出部」に改め、同項委任する事務の範囲の欄第2号中「不当利得」を「不正利得」に改め、同欄中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 観光等促進事業参加負担金

(13) 放置自転車等の移動及び保管に要した費用

別表第1 環境施設農政部の項中「環境施設農政部」を「環境共生部」に、同項委任する事務の範囲の欄第7号中「水洗便所改造資金貸付金」を「水洗便所改造貸付金」に改め、同項の次に次のように加える。

健幸・スポーツ部	課長	次に掲げる使用料等の収納事務 (1) 学校施設の使用料 (2) 各種報告書等の頒布代金 (3) 地域医療センター休日夜間急患診療所の使用料及び手数料 (4) 犬の登録手数料、犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料及び犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 (5) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料 (6) その他所管に属する使用料 (7) 歳入歳出外現金で所管に属するもの
----------	----	---

別表第1 健康福祉部の項中「健康福祉部」を「あんしん福祉部」に改め、同項委任する事務の範囲の欄中第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 特定中国残留邦人等に対する支援給付金及び特定配偶者に対する配偶者支援金に係る過誤納払返納金並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく費用返還金及び徴収金

(6) 国民健康保険に係る不正利得の徴収金

(7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る徴収金

別表第1 健康福祉部の項委任する事務の範囲の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表文化スポーツ部の項を削り、同表街づくり施設部の項中「街づくり施設部」を「まちづくり部」に改め、同項委任する事務の範囲の欄第3号中「清算金」の次に「及びこれに係る徴収金」を加え、同欄中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則の一部改正)

10 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則（平成26年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条中「文化スポーツ部」を「文化創造拠点等主管課」に改める。

(大和市建築協定条例施行規則の一部改正)

11 大和市建築協定条例施行規則（昭和61年大和市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「街づくり施設部建築指導課」を「まちづくり部まちづくり推進課」に改める。